



第58期 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日～2026年3月31日

日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル
7階アイワンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件

書面による議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後6時まで

ヨシコン株式会社

証券コード：5280

証券コード 5280

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yoshicon.co.jp/main/ir/data04/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内にしたがって2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

監査役1名選任の件

第3号議案

役員賞与支給の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

場所 静岡県静岡市葵区昭和町6番の2
アイワンビル 7階アイワンホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時

インターネットによる議決権行使の場合



インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限 >>> **2026年6月24日(水曜日) 午後6時まで**にご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**
ご利用時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

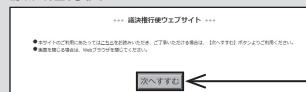
(ご注意)

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

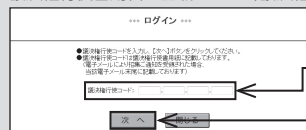
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

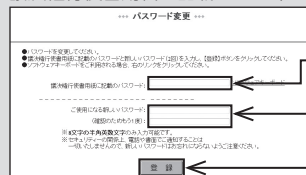
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 600,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 600,000,000円
2. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金85円 総額594,473,510円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役池田寛氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地兼 職位 の状 況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
いけだ 池田 (1955年 6月3日生)	1978年4月 当社入社	株 18,750	なし
	1994年6月 取締役製造部長		
	1999年3月 取締役ベンチャー事業部長		
	2000年4月 取締役ベンチャー事業本部長		
	2001年6月 常務取締役ベンチャー事業本部長		
	2002年4月 常務取締役ベンチャープロダクト事業本部長		
	2004年4月 常務取締役製造販売技術事業本部長		
	2007年4月 常務取締役環境事業本部長		
	2015年4月 取締役インフラ事業本部本部長代行兼製造部長		
	2017年3月 取締役マテリアル事業本部副本部長兼営業部長		
2018年6月 当社常勤監査役（現任）			
<p>(選任理由)</p> <p>同氏は、入社以来長年にわたり当社事業に携わり、その間に営業部門や製造部門などの要職を歴任した豊富な経験と高い見識は、当社の監査役の職務に充分資するものと判断したため、監査役としての選任をお願いするものであります。</p>			

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役2名に対し、当期の業績等を総合的に勘案して、役員賞与総額200,000千円を支給することといたしたいと存じます。本議案につきましては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定したものであり、社外取締役及び社外監査役に諮問した結果特段反対するべき問題は見受けられなかったため、相当であるものと判断しております。

以上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み景気は回復傾向にあるものの、資源・エネルギー価格の高騰など、先行きが不透明な状況で推移いたしました。また海外経済におきましても、米国とイスラエルのイランへの軍事攻撃による中東の地政学リスクの急激な高まりや長期化するウクライナ情勢の影響もあり、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

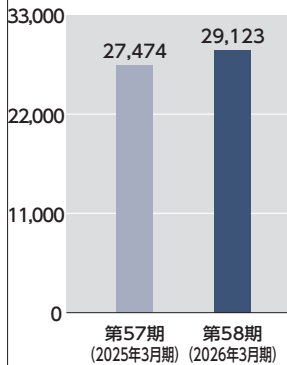
このような環境下において当社グループの不動産事業分野では、新規分譲マンションの販売及び企業誘致や宅地造成などの積極的な提案営業を継続してまいりました。また、不動産証券化事業への取組み強化として、上場不動産投資法人に向けての収益不動産の開発・獲得・供給を積極的に行ってまいりました。

建設土木業界に属するマテリアル事業分野では、工場設備を有しないファブレスの考えを基礎とし、製品企画などを強みとする営業活動を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は291億23百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は39億3百万円（前連結会計年度比16.6%減）、経常利益は41億66百万円（前連結会計年度比11.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億61百万円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。

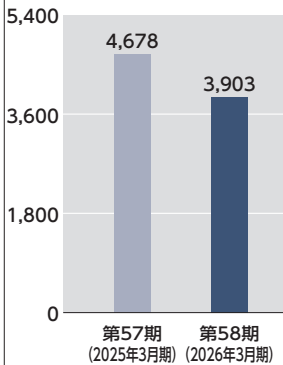
売上高

(単位:百万円)



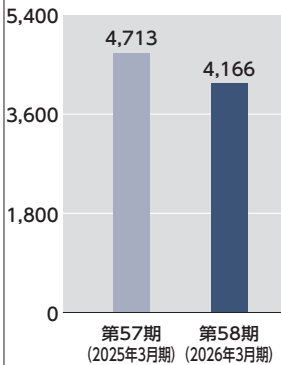
営業利益

(単位:百万円)



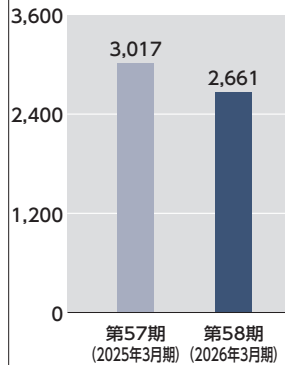
経常利益

(単位:百万円)

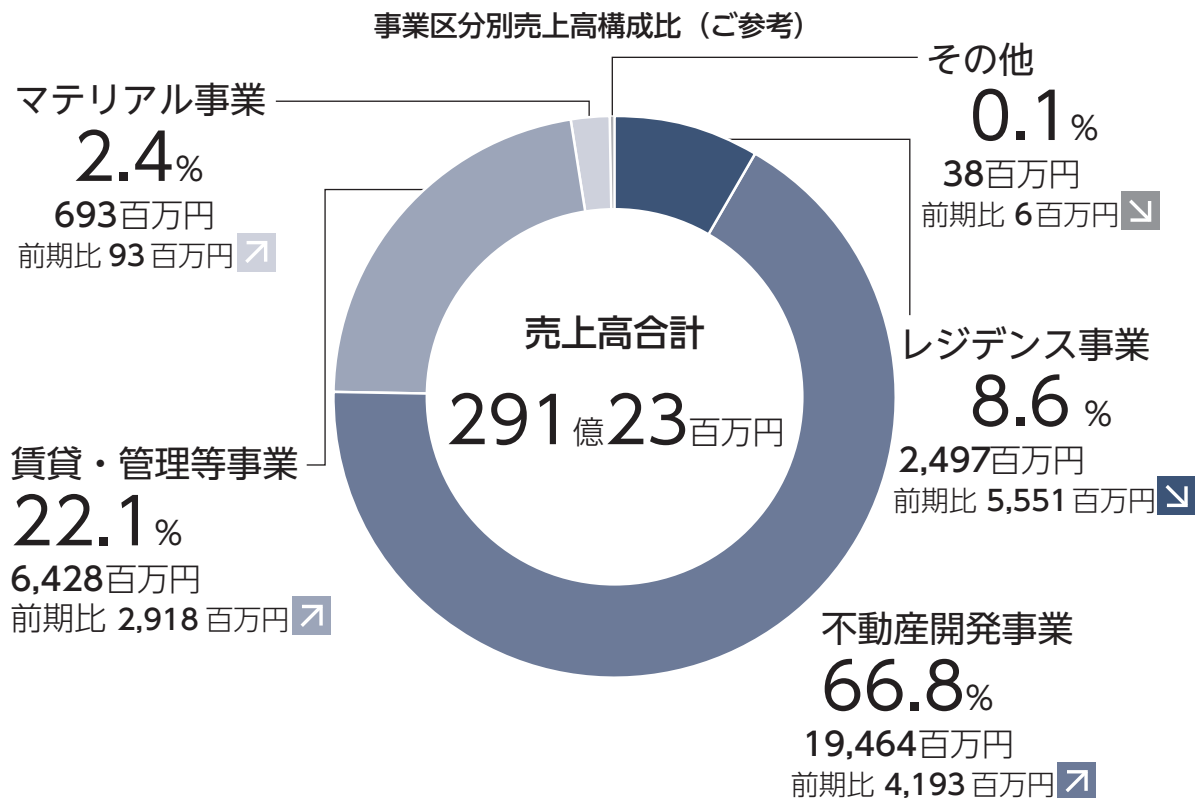


親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



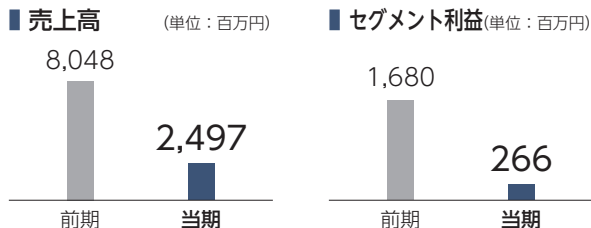
セグメント別業績



区分	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比増減(△)
レジデンス事業	8,048	2,497	△5,551百万円 (△69.0%)
不動産開発事業	15,271	19,464	4,193百万円 (27.5%)
賃貸・管理等事業	3,509	6,428	2,918百万円 (83.2%)
マテリアル事業	599	693	93百万円 (15.7%)
その他	44	38	△6百万円 (△13.8%)
合計	27,474	29,123	1,648百万円 (6.0%)

セグメントの業績は次のとおりであります。

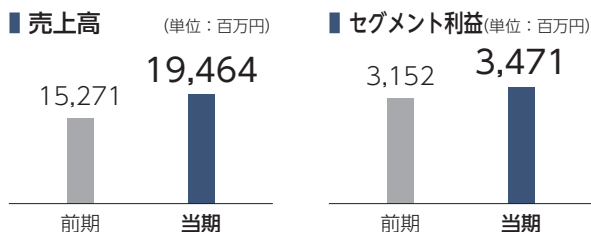
レジデンス事業



レジデンス事業におきましては、新規一棟売り分譲マンションの引渡しもあった前年と比べ、大幅な減収減益となりました。

この結果、売上高は24億97百万円（前連結会計年度比69.0%減）、セグメント利益は2億66百万円（前連結会計年度比84.1%減）となりました。

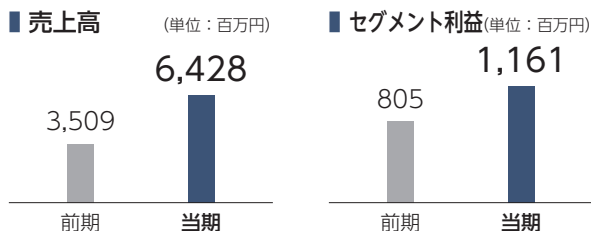
不動産開発事業



不動産開発事業におきましては、不動産案件の引渡しが堅調に推移し、増収増益となりました。

この結果、売上高は194億64百万円（前連結会計年度比27.5%増）、セグメント利益は34億71百万円（前連結会計年度比10.1%増）となりました。

賃貸・管理等事業



賃貸・管理等事業におきましては、請負工事売上の増加により、増収増益となりました。

この結果、売上高は64億28百万円（前連結会計年度比83.2%増）、セグメント利益は11億61百万円（前連結会計年度比44.2%増）となりました。

マテリアル事業

■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



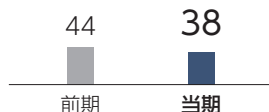
マテリアル事業におきましては、取扱高増加により、増収増益となりました。

この結果、売上高は6億93百万円（前連結会計年度比15.7%増）、セグメント利益は9百万円（前連結会計年度比-％）となりました。

その他

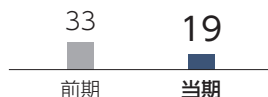
■ 売上高

(単位：百万円)



■ セグメント利益

(単位：百万円)



その他事業におきましては、保険代理店収入の減少もあり、減収減益となりました。

この結果、売上高は38百万円（前連結会計年度比13.8%減）、セグメント利益は19百万円（前連結会計年度比42.6%減）となりました。

2 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、ウクライナ情勢や中東情勢の影響、中国経済の成長の鈍化、および米国の政策の動向などもあり、景気の先行きは不透明な状況が続くと思われ
ます。

このような状況下、当社グループは、地元密着型の不動産仕入れと、実需ニーズに基づ
いた不動産企画を徹底し、販売用不動産の回転率を高めることで対応してまいります。加
えて、社員が広い視野、高い視点、深い考察を持ち、ハイレベルなパートナー企業との協
業を実現し、より大きな事業へとチャレンジしてまいります。

また、当社グループは行動指針として、

「心」：競争力の根源となる財務基盤の堅持と高度な人材教育による持続可能な企業経営
を実現すること。

「技」：時代の変化をチャンスととらえ、イノベーションにより新事業の創造、未来の開
拓をすること。

「体」：事業の選択と集中及び利益効率の最大化による企業と社員の豊かさを実現するこ
と。

この行動指針を全社員が共有して、総合街づくり企業『ヨシコン』を目指してまいりま
す。

セグメントごとの見通しを示すと次のとおりであります。

<レジデンス事業>

レジデンス事業におきましては、少子高齢化など様々な社会の変化に対応した新規分譲
マンションの提供を積極的に行ってまいります。また、中長期的な視点で事業用地の取得
に注力し、自社開発を積極的に進めてまいります。加えて営業エリア拡大の取組みを実施
してまいります。

<不動産開発事業>

不動産開発事業におきましては、街づくり開発のための企業誘致物件や大型商業店舗誘
致物件、分譲宅地物件などの開発不動産物件を積極的に確保し、ニーズに合致した商工
業・物流施設の誘致及び複合開発住宅団地や優良田園住宅などの企画力を武器に開発・販
売を行ってまいります。また、不動産証券化事業への取組み強化として、上場不動産投資
法人に向けての収益不動産の開発・獲得・供給を積極的に行ってまいります。

<賃貸・管理等事業>

設計工事部門におきましては、様々な顧客ニーズに対応できる設計の提案や不動産開発事業との連携による企画力の充実を図り、受注高の一層の増加と高品質の建築物の提供を目指してまいります。

賃貸事業におきましては、店舗、事務所などの商業施設や居住用施設のリーシング活動の強化とともに中古マンションの販売事業やリノベーション事業への取組みを強化してまいります。

管理事業におきましては、安心して安全な居住生活と快適なビジネス生活を提供する管理体制を確立してまいります。

<マテリアル事業>

マテリアル事業におきましては、当社グループの企画開発製品を工場設備を有しないファブレスな業態で進め、販売をさらに拡大してまいります。

<その他>

その他事業におきましては、保険代理店事業などの売上増加を図ってまいります。

これらにより、当社グループの連結通期の業績予想といたしましては、売上高300億円、営業利益43億円、経常利益43億円、親会社株主に帰属する当期純利益28億円を見込んでおります。

3 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は20百万円となりました。その主なものは、賃貸等収益不動産の造作によるものであります。

なお、資金調達の状況につきまして、特記すべき事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務承継の状況

当社子会社の株式会社ワイシーシーと株式会社Y C Fは、2025年10月1日付で株式会社ワイシーシーを存続会社、株式会社Y C Fを消滅会社とする吸収合併を行っております。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8 財産および損益の状況の推移

区 分	第55期 (2023年3月度)	第56期 (2024年3月度)	第57期 (2025年3月度)	第58期 (当連結会計年度) (2026年3月度)
売 上 高 (千円)	14,704,095	23,913,617	27,474,927	29,123,494
経 常 利 益 (千円)	1,714,946	3,289,197	4,713,967	4,166,891
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	1,166,181	2,102,235	3,017,703	2,661,207
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	162.92	295.93	425.42	377.57
総 資 産 額 (千円)	35,870,758	38,101,874	44,312,349	44,030,257
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	3,283.08	3,552.76	3,907.28	4,197.93

9 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワイシーシー	30,000千円	100.0%	不動産賃貸業
東海道リート・マネジメント株式会社	100,000千円	55.0%	不動産投資法人の資産運用会社としての業務
株式会社 Y C A	10,000千円	49.0%	農産物の生産・加工・販売
株式会社 Y C K	100,000千円	100.0%	建設業

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社4社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

10 主要な事業内容

レジデンス事業

マンション分譲、一棟売りマンションの販売、戸建住宅の販売

不動産開発事業

分譲宅地の企画販売、商工業・物流施設等の誘致開発、信託受益権販売業

賃貸・管理等事業

不動産の仲介、賃貸借、管理、設計・工事

マテリアル事業

コンクリート二次製品、生コンクリート、土木・建築資材の販売

その他

保険代理店事業、衣料品事業

11 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 ワ イ シ ー シ ー	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
東海道リート・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株 式 会 社 Y C A	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12
株 式 会 社 Y C K	静岡県静岡市葵区常磐町一丁目4番地の12

12 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計 年度末従業員数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	44名	1名減	36.1才	7.2年
女性	14名	2名増	40.4才	6.6年
合計又は平均	58名	1名増	37.2才	7.0年

(注) 上記には臨時従業員（19名）、請負により生産に従事している作業者は含まれておりません。なお、臨時従業員数には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

13 主要な借入先

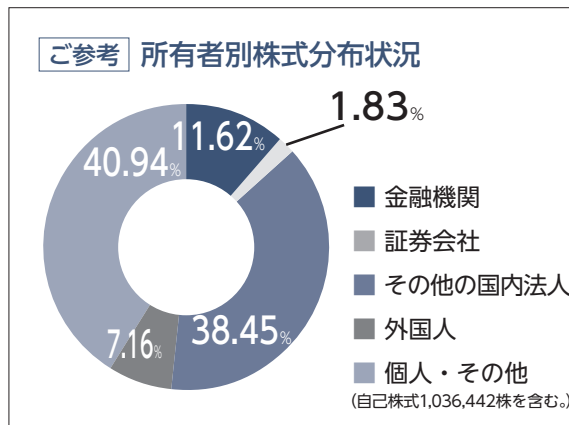
借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社静岡銀行	3,286
株式会社三井住友銀行	3,700
株式会社三菱UFJ銀行	1,850
静岡県信用農業協同組合連合会	1,215
株式会社商工組合中央金庫	575

14 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数 14,540,000株（自己株式数 1,036,442 株を含む。）
- 2 発行済株式の総数 8,030,248株
- 3 株主数 4,047名



4 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ワイズ株式会社	2,501	35.76
太平洋セメント株式会社	320	4.57
ヨシコン取引先持株会	291	4.16
株式会社静岡銀行	248	3.55
株式会社みずほ銀行	248	3.55
株式会社商工組合中央金庫	218	3.12
内藤 征吾	186	2.66
INTERACTIVE BROKERS LLC	148	2.12
吉田 立志	102	1.46
吉田 尚洋	102	1.46

(注) 持株比率は、自己株式（1,036,442株）を控除して算定しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2019年6月18日開催の当社第51期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内として設定すること、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は200,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2025年7月28日開催の当社取締役会において、当社第57期定時株主総会から2026年6月開催予定の当社第58期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く。）2名に対し、金銭報酬債権合計199,997,980円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式90,415株を割り当てることを決議いたしました

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	90,415 株	2 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉田 立志	
代表取締役社長	吉田 尚洋	
取締役専務執行役員	有岡 大成	不動産開発事業本部長
取締役常務執行役員	菊池 茂夫	企画開発部長
取締役常務執行役員	鶴飼 誠司	経営管理部長
取締役	赤堀 一通	赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長 兼静岡県土地家屋調査士会会長
取締役	早川 清人	早川・池ノ谷合同司法書士行政書士事務所所長 兼静岡県司法書士会名誉会長
常勤監査役	池田 寛	
監査役	影山 孝之	影山孝之税理士事務所所長
監査役	安本 守男	

- (注) 1. 取締役赤堀一通氏及び早川清人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役影山孝之氏及び安本守男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役影山孝之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、代表取締役が役職、業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定するものとしております。なお、当該決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役へ諮問し、その答申内容を尊重するものとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役及び社外監査役の答申内容を十分に尊重しており、決定方針に沿うものと取締役会が判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第53期定時株主総会において年額500,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内。また使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月18日開催の第51期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額を年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年7月28日開催の第21期定時株主総会において年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長吉田立志及び代表取締役社長吉田尚洋が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において一任しており、その理由は、経営上の機動的な意思決定のためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、個人別の報酬等の内容が社外取締役及び社外監査役へ諮問され、その答申内容が十分に尊重されていることを確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	626,078 (5,040)	226,080 (5,040)	200,000	199,998	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,130 (4,680)	11,130 (4,680)	—	—	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、本定時株主総会において決議予定の役員賞与であります。
2. 業績連動報酬等の額の算定にあたっては、取締役会に一任された代表取締役が社外取締役及び社外監査役へ諮問した上で、役職や業績、社会水準、業績への貢献度合等を総合的に勘案して決定しておりますが、その中でも特に連結経常利益を重視しております。その理由は、経営努力の結果を最もよく反映する指標だと考えるからであります。
- なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「Ⅰ企業集団の現況に関する事項 8 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与しております。
- なお、当該株式報酬の内容及び交付状況は「Ⅱ会社の株式に関する事項 5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役 赤堀 一通

ア 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者の兼職状況

赤堀一通土地家屋調査士行政書士事務所所長兼静岡県土地家屋調査士会会長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況等

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、土地家屋調査士の専門的な立場から意見を述べております。さらに、上記のほか、取締役の個人別の報酬等の内容を代表取締役が決定するにあたって、独立した客観的立場から答申するなどにより、経営陣の監督に努めております。

(2) 取締役 早川 清人

ア 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等の業務執行者の兼職状況

早川・池ノ谷合同司法書士行政書士事務所所長兼静岡県司法書士会名誉会長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況等

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、司法書士の専門的な立場から意見を述べております。さらに、上記のほか、取締役の個人別の報酬等の内容を代表取締役が決定するにあたって、独立した客観的立場から答申するなどにより、経営陣の監督に努めております。

(3) 監査役 影山 孝之

ア 重要な兼職先と当社との関係

影山孝之税理士事務所所長であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、税務・会計の専門的な立場から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

(4) 監査役 安本 守男

ア 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ 当事業年度における主要な活動状況

1) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した取締役会の全てに出席しております。また、出席した取締役会において社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問し、警察業務従事の経験を活かし法務事項やリスク管理の見地から意見を述べております。

2) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度に開催した監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査内容を報告し、専門的な立場から意見を述べております。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

かなで監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,000千円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンスガイドラインを定める。
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
 - ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置く。
 - ③取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営戦略会議に報告するものとする。
 - ④法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報制度として、常勤監査役を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
 - ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に取締役・執行役員によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ会社行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、子会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- ②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ②内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 - ③監査役会は、「監査役会規程」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(当該体制の運用状況)

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記基本方針に基づいた取組みを行っております。具体的には、取締役7名（社外取締役2名を含む）及び監査役3名（社外監査役2名を含む）を出席者とする経営戦略会議を毎月1回開催し必要な都度協議するとともに、取締役会として重要な経営上の意思決定を行っております。また、内部統制システムの整備・運用状況に関して、監査役及び内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

法令の改正や経営環境の変化に対応して社内規程の見直しを随時実施し、効果的な体制の整備・運用を行っております。

2 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,815,413	流 動 負 債	13,210,450
現金及び預金	2,554,525	支払手形及び買掛金	813,234
受取手形、売掛金及び契約資産	780,777	短期借入金	10,111,664
販売用不動産	33,438,169	1年内返済予定の長期借入金	47,304
未成工事支出金	6,063	未払金	311,787
その他の	1,038,257	未払法人税等	857,526
貸倒引当金	△2,379	契約負債	455,224
		賞与引当金	51,336
		役員賞与引当金	200,000
		その他の	362,374
		固 定 負 債	1,171,893
固 定 資 産	6,214,844	長期借入金	467,366
有形固定資産	1,748,268	その他の	704,527
建物及び構築物	457,742	負 債 合 計	14,382,343
機械装置及び運搬具	26,216	(純 資 産 の 部)	
土地	1,247,450	株 主 資 本	29,348,354
その他の	16,859	資本金	100,000
無形固定資産	27,783	資本剰余金	3,798,554
投資その他の資産	4,438,792	利益剰余金	26,657,119
投資有価証券	3,425,839	自己株式	△1,207,318
繰延税金資産	530,032	その他の包括利益累計額	11,160
その他の	572,490	その他有価証券評価差額金	11,160
貸倒引当金	△89,569	非支配株主持分	288,398
資 産 合 計	44,030,257	純 資 産 合 計	29,647,914
		負 債 純 資 産 合 計	44,030,257

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		29,123,494
売上原価		22,485,029
販売費及び一般管理費		6,638,465
営業外収益		2,734,845
受取利息	3,711	
受取配当金	166,222	
仕入割引	2,458	
不動産取得税	1,606	
受取有価証券売却益	1,910	
その他	228,682	
営業外費用	11,585	416,176
支払利息	149,551	
固定資産減価償却費	25	
貸倒引当金の繰上	755	
その他	2,572	152,904
経常利益		4,166,891
特別利益		
固定資産売却益	2,550	2,550
特別損失		
固定資産除却損	280	280
税金等調整前当期純利益		4,169,161
法人税、住民税及び事業税	1,627,809	
法人税等調整額	△167,218	1,460,591
当期純利益		2,708,570
非支配株主に帰属する当期純利益		47,363
親会社株主に帰属する当期純利益		2,661,207

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	3,689,672	24,522,613	△997,312	27,314,974
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△526,701		△526,701
親会社株主に帰属する当期純利益			2,661,207		2,661,207
自己株式の取得				△301,123	△301,123
自己株式の処分		108,881		91,116	199,997
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		108,881	2,134,505	△210,006	2,033,380
当期末残高	100,000	3,798,554	26,657,119	△1,207,318	29,348,354

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	124,659	124,659	245,183	27,684,817
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△526,701
親会社株主に帰属する当期純利益				2,661,207
自己株式の取得				△301,123
自己株式の処分				199,997
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△113,498	△113,498	43,215	△70,283
連結会計年度中の変動額合計	△113,498	△113,498	43,215	1,963,096
当期末残高	11,160	11,160	288,398	29,647,914

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の名称

株式会社ワイシーシー

東海道リート・マネジメント株式会社

株式会社Y C A

株式会社Y C K

計4社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産、信託販売用不動産、取得原価と正味売却価額のいずれか低い価額で測定してあります。

正味売却価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は主として個別法に基づいて算定されています。

なお、販売用不動産のうち、賃貸中の物件については、定額法による減価償却費相当額を減額しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）定率法

（ただし、賃貸事業用の有形固定資産については定額法）

主な耐用年数

建物及び構築物	6～39年
機械装置及び運搬具	4～17年
その他	2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① レジデンス事業

レジデンス事業は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を販売またはマンションを一棟販売する事業であり、不動産売買契約に基づき顧客へ住戸を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を計上しております。主な顧客は一般消費者またはマンションデベロッパー等であります。取引価格は不動産売買契約により決定され、主に契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産開発事業

不動産開発事業は、取得した土地のエリア・地型・用途・ニーズ・賃料・販売価格等を検証し、その土地の価値最大化につながる開発・新築等を行い、一棟販売あるいは分譲販売する事業であり、開発手法によって、一般消費者や同業他社、異業種法人等が主な顧客となります。当該事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、レジデンス事業と同様であります。ただし、当社が物件引渡後に工事を施工する義務を不動産売買契約に定めている場合は、当該工事の完成時点において収益を計上しております。なお、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(企業会計基準委員会移管指針第10号)の対象となる不動産(不動産信託受益権を含む。)の譲渡については、当該基準にもとづき、収益を認識しております。

③ 賃貸・管理等事業

賃貸・管理等事業は、マンション・商工業施設・駐車場物件などの賃貸や管理、不動産物件の仲介、請負工事などに区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(不動産管理)

不動産の設備管理や賃料収納代行、入居者募集、清掃等を行う事業であり、管理委託契約等に基づき契約期間にわたり顧客へ各サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は一定期間にわたり充足されるものであり、進捗度の測定は、経過期間が契約期間全体に占める割合に基づいて行っております。主な顧客は不動産物件のオーナーや分譲マンションの管理組合等であります。取引価格は管理委託契約により決定され、主に当月分代金を当月末までに支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務等については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき収益を認識しております。

(不動産仲介)

不動産の売買や賃貸借の際に買主と売主、または貸主と借主の間に立ち、契約を成立させる事業であり、不動産媒介契約に基づき、取引条件の交渉・調整や重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付、契約の履行手続きへの関与など、不動産売買契約が成立し物件が引き渡される、または賃貸借契約が開始されるまでの一連のサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務のうち、不動産売買仲介については、物件が引き渡される一時点において充足し、不動産賃貸借仲介については、賃貸借契約が開始する一時点において充足されるものであり、引渡時点または契約開始時点において収益を計上しております。主な顧客は不動産の所有者や不動産の購入希望者、入居希望者等であります。取引価格は不動産媒介契約により決定され、主に引渡と同時または賃貸借契約開始までに支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(請負工事)

建物の建築や改修、修繕等の工事を請け負う事業であり、工事請負契約等に基づき工事を行う義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであり、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。主な顧客は商工業・物流等の異業種法人であります。取引価格は工事請負契約により決定され、主に工事開始時や工事期間中に請負代金の一部を着工金や中間金として受領し、検収後翌月末までに残代金の支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

④ マテリアル事業

マテリアル事業は、コンクリート二次製品や土木・建築用資材等の販売を行う事業であり、注文書の取り決め等に基づき顧客へ製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に製品を引き渡した一時点において充足されるものであり、引渡時点において収益を計上しております。主な顧客はゼネコン等の工事業者であります。取引価格は注文書により決定され、引渡後概ね1ヶ月以内に支払を受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、衣料品事業、保険代理店事業等を含んでおります。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、主に発生連結会計年度の期間費用としております。

【重要な会計上の見積り】

(販売用不動産の評価)

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

販売用不動産：33,438,169千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

正味売却価額の算定に当たっては、時価または販売見込額及び建設・造成工事のコストの動向等を考慮した事業計画に基づき、見積売価、完成までに要する見積原価及び見積販売費用の見積りを行っております。

正味売却価額が取得原価より下落している場合には、取得原価との差額を棚卸資産の評価損として認識しております。

正味売却価額における見積りは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした条件が変化した場合、正味売却価額の算定結果が異なる可能性があります。

(工事契約における収益認識)

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高：4,318,872千円

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上原価：3,832,252千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しています。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各連結会計年度末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施するとともに、工事進捗度については、各連結会計年度末において原価比例法に基づき見積もっています。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、設計変更・追加契約の締結等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 減価償却累計額	有形固定資産	583,161千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
① 担保に供している資産	現金及び預金	100,000千円
	販売用不動産	14,731,064千円
	建物及び構築物	180,367千円
	土地	228,046千円
	合 計	15,239,478千円
② 担保に係る債務	短期借入金	10,111,664千円
	1年内返済予定の長期借入金	47,304千円
	長期借入金	467,366千円
	合 計	10,626,334千円
3. 受取手形裏書譲渡高		358千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	8,030,248	—	—	8,030,248

2. 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	1,007,557	119,300	90,415	1,036,442

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	526,701	75.00	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	594,473	利益剰余金	85.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
確定拠出年金制度への要拠出額は12,030千円です。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主に不動産事業の販売事業を行うための棚卸資産購入計画などに基
づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資
産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証
券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されてお
ります。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが6ヶ月以
内の支払期日であります。借入金は、主に不動産事業の棚卸資産購入などに必要な資金の調達を
目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。このうち一部は、変
動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期
的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等
による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理
規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取
引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新すると
ともに、各事業部門における資金需要に応じて手許流動性を確保することなどにより、流動性リ
スクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用
することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注1)参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	2,951,617	2,951,617	－
資産計	2,951,617	2,951,617	－
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	514,670	484,797	△29,872
負債計	514,670	484,797	△29,872

(*) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	224,222
匿名組合出資金	250,000
合計	474,222

匿名組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,554,525	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	780,777	－	－	－
合計	3,335,303	－	－	－

(注3) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	47,304	43,362	47,304	51,246	278,150
合計	47,304	43,362	47,304	51,246	278,150

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,951,617	—	—	2,951,617
資産計	2,951,617	—	—	2,951,617

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	－	484,797	－	484,797
負債計	－	484,797	－	484,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、静岡県内において、賃貸用のマンション・アパート、商業施設ビル及び駐車場（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

当期首残高	連結貸借対照表計上額		連結決算日における時価
	当期増減額	当期末残高	
1,570,999	63,125	1,634,124	1,845,075

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 主な変動

増加は、賃貸等不動産の新規取得等の計上	70,388千円
資本的支出の計上	7,873千円
減少は、賃貸等不動産の減価償却の計上	15,136千円

(注3) 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は52,362千円（主な賃貸収益は不動産売上高に、主な賃貸費用は不動産売上原価に計上）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				計	その他 (注1)	合計
	レジデンス 事業	不動産開発 事業	賃貸・管理等 事業	マテリアル 事業			
不動産売却	2,497,613	14,073,519	—	—	16,571,132	—	16,571,132
不動産仲介・管理	—	2,881	516,940	—	519,821	—	519,821
請負工事	—	—	4,449,901	—	4,449,901	—	4,449,901
製品	—	—	—	693,608	693,608	—	693,608
その他	—	—	—	—	—	38,713	38,713
顧客との契約から生 じる収益	2,497,613	14,076,401	4,966,842	693,608	22,234,464	38,713	22,273,178
その他の源泉から認 識した収益 (注2)	—	5,388,259	1,462,056	—	6,850,316	—	6,850,316
合計	2,497,613	19,464,661	6,428,898	693,608	29,084,781	38,713	29,123,494

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、衣料品事業及び保険代理店事業などを含んでおりません。

(注2) その他の源泉から認識した収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(移管指針第10号)の対象となる不動産(不動産信託受益権を含む。)の譲渡等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	838,607	744,518
契約資産	174,044	36,259
契約負債	1,121,003	455,224

契約資産は、主に工事請負契約について、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の工事検収時に売上債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事請負契約に定められた条件にしたがい、工事完了時までには請求し、工事完了後翌月末までに受領しております。

契約負債は、主に不動産売買契約、賃貸契約及び工事請負契約等における顧客から受領した前受金に関するものであります。不動産売買契約における前受金は、主に契約締結時に顧客から受領した手付金等であります。賃貸契約における前受金は、翌月分以降の賃料であります。工事請負契約における前受金は、工事開始時や工事期間中に顧客へ請求して受領した着工金や中間金等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,104,828千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が減少した主な理由は、債権への振替（契約資産の減少）から生じたものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が減少した主な理由は、主に前受金の受け取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）から生じたものであります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)	
当連結会計年度	
1年以内	1,079,271
1年超2年以内	554,176
合計	1,633,447

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,197円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 377円57銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

当社は、2026年4月30日、会社法第370条の規定による取締役会の決議において、同法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

定款の定めに基づき、機動的な資本政策を遂行することを目的として、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 200,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く。) に対する割合 2.86%)

(3) 株式の取得価額の総額 500,000,000円 (上限)

(4) 自己株式取得の日程 2026年5月1日から2027年3月31日まで

(5) 取得方法 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を含む市場買付

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,745,230	流 動 負 債	13,250,529
現金及び預金	1,167,566	買掛金	1,564,265
受取手形	57,838	短期借入金	10,111,664
売掛金	316,731	未払金	124,784
販売用不動産	33,222,771	未払費用	12,598
前払費用	114,356	未払法人税等	690,000
その他の金	871,419	契約負債	339,520
貸倒引当金	△5,453	預り金	175,044
		賞与引当金	32,652
		役員賞与引当金	200,000
固 定 資 産	5,229,588	固 定 負 債	666,428
有 形 固 定 資 産	879,522	役員長期未払金	186,160
建物	64,550	長期預り金	476,198
構築物	27,094	その他	4,070
機械及び装置	8,005	負 債 合 計	13,916,958
車両及び運搬具	16,363	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	15,058	株 主 資 本	27,041,629
土地	748,449	資本金	100,000
無 形 固 定 資 産	25,034	資本剰余金	3,353,182
借地権	8,737	資本準備金	1,854,455
ソフトウェア	9,798	その他資本剰余金	1,498,727
その他の資産	6,498	利益剰余金	24,795,766
投 資 そ の 他 の 資 産	4,325,031	利益準備金	131,222
投資有価証券	3,187,127	その他利益剰余金	24,664,543
関係会社株	322,953	圧縮記帳積立金	591
出資金	2,920	特定株式取得積立金	32,648
破産更生債権等	81,612	別途積立金	10,670,000
繰延税金資産	351,378	繰越利益剰余金	13,961,303
差入保証金	359,328	自己株式	△1,207,318
保険積立金	108,987	評 価 ・ 換 算 差 額 等	16,230
その他の金	291	その他有価証券評価差額金	16,230
貸倒引当金	△89,569	純 資 産 合 計	27,057,860
資 産 合 計	40,974,818	負 債 純 資 産 合 計	40,974,818

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,464,696
売上原価	18,854,225
売上総利益	5,610,471
販売費及び一般管理費	2,303,577
営業利益	3,306,893
受取利息	1,502
受取配当金	157,166
仕入割引	2,458
不動産取得税	1,606
受取手証の売却益	7,010
投資有価証券の売却益	228,682
その他利益	8,267
営業外費用	406,694
支払利息	143,271
休止固定資産減価償却費	25
貸倒引当金の繰入	540
その他費用	2,572
経常利益	3,567,179
固定資産売却益	2,550
特別損失	9
税引前当期純利益	3,569,720
法人税、住民税及び事業税	1,422,907
法人税等調整額	△156,414
当期純利益	2,303,226

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		圧縮記帳積立金	その他利益剰余金 別途積立金	特定株式取得積立金
当期首残高	100,000	1,854,455	1,389,845	3,244,301	131,222	274,106	10,070,000	50,005
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
特定株式取得積立金の取崩								△17,356
当期純利益								
圧縮記帳積立金の取崩						△273,515		
別途積立金の積立							600,000	
自己株式の取得								
自己株式の処分			108,881	108,881				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計			108,881	108,881		△273,515	600,000	△17,356
当期末残高	100,000	1,854,455	1,498,727	3,353,182	131,222	591	10,670,000	32,648

	株主資本				評価・換算差額等		
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	12,493,906	23,019,241	△997,312	25,366,230	131,874	131,874	25,498,104
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△526,701	△526,701		△526,701			△526,701
特定株式取得積立金の取崩	17,356						
当期純利益	2,303,226	2,303,226		2,303,226			2,303,226
圧縮記帳積立金の取崩	273,515						
別途積立金の積立	△600,000						
自己株式の取得			△301,123	△301,123			△301,123
自己株式の処分			91,116	199,997			199,997
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					△115,643	△115,643	△115,643
事業年度中の変動額合計	1,467,397	1,776,525	△210,006	1,675,399	△115,643	△115,643	1,559,756
当期末残高	13,961,303	24,795,766	△1,207,318	27,041,629	16,230	16,230	27,057,860

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

以外のもの

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産、信託販売用不動産、
未成工事支出金

取得原価と正味売却価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味売却価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は主として個別法に基づいて算定されています。

なお、販売用不動産のうち、賃貸中の物件については、定額法による減価償却費相当額を減額しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 （ただし、賃貸事業用の有形固定資産については定額法） 主な耐用年数
	建物 6～39年
	構築物 10～35年
	機械及び装置 8～17年
	車両及び運搬具 4～6年
	工具、器具及び備品 2～20年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) レジデンス事業

レジデンス事業は、用地の仕入から施工まで行ったマンションの各分譲住戸を販売またはマンションを一棟販売する事業であり、不動産売買契約に基づき顧客へ住戸を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を計上しております。主な顧客は一般消費者またはマンションデベロッパー等であります。取引価格は不動産売買契約により決定され、主に契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 不動産開発事業

不動産開発事業は、取得した土地のエリア・地型・用途・ニーズ・賃料・販売価格等を検証し、その土地の価値最大化につながる開発・新築等を行い、一棟販売あるいは分譲販売する事業であり、開発手法によって、一般消費者や同業他社、異業種法人等が主な顧客となります。当該事業における履行義務及びその充足時期、取引価格の決定方法、収益の認識時期等については、レジデンス事業と同様であります。ただし、当社が物件引渡後に工事を施工する義務を不動産売買契約に定めている場合は、当該工事の完成時点において収益を計上しております。なお、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（企業会計基準委員会移管指針第10号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡については、当該基準にもとづき、収益を認識しております。

(3) 賃貸・管理等事業

賃貸・管理等事業は、マンション・商工業施設・駐車場物件などの賃貸や管理、不動産物件の仲介、請負工事などに区分され、主な収益を以下のとおり認識しております。

(不動産管理)

不動産の設備管理や賃料収納代行、入居者募集、清掃等を行う事業であり、管理委託契約等に基づき契約期間にわたり顧客へ各サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は一定期間にわたり充足されるものであり、進捗度の測定は、経過期間が契約期間全体に占める割合に基づいて行っております。主な顧客は不動産物件のオーナーや分譲マンションの管理組合等であります。取引価格は管理委託契約により決定され、主に当月分代金を当月末までに支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。なお、顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(不動産仲介)

不動産の売買や賃貸借の際に買主と売主、または貸主と借主の間に立ち、契約を成立させる事業であり、不動産媒介契約に基づき、取引条件の交渉・調整や重要事項説明書の交付・説明、契約書の作成・交付、契約の履行手続きへの関与など、不動産売買契約が成立し物件が引き渡される、または賃貸借契約が開始されるまでの一連のサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務のうち、不動産売買仲介については、物件が引き渡される一時点において充足し、不動産賃貸借仲介については、賃貸借契約が開始する一時点において充足されるものであり、引渡時点または契約開始時点において収益を計上しております。主な顧客は不動産の所有者や不動産の購入希望者、入居希望者等であります。取引価格は不動産媒介契約により決定され、主に引渡と同時または賃貸借契約開始までに支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(請負工事)

建物の建築や改修、修繕等の工事を請け負う事業であり、工事請負契約等に基づき工事を行う義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足されるものであり、進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。主な顧客は商工業・物流等の異業種法人であります。取引価格は工事請負契約により決定され、主に工事開始時や工事期間中に請負代金の一部を着工金や中間金として受領し、検収後翌月末までに残代金の支払いを受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) マテリアル事業

マテリアル事業は、コンクリート二次製品や土木・建築用資材等の販売を行う事業であり、注文書の取り決め等に基づき顧客へ製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客に製品を引き渡した一時点において充足されるものであり、引渡時点において収益を計上しております。主な顧客はゼネコン等の工事業者であります。取引価格は注文書により決定され、引渡後概ね1ヶ月以内に支払を受けております。なお、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、主に発生事業年度の期間費用としております。

【重要な会計上の見積り】

(販売用不動産の評価)

- ① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額
販売用不動産： 33,222,771千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
正味売却価額の算定に当たっては、時価または販売見込額及び建設・造成工事のコストの動向等を考慮した事業計画に基づき、見積売価、完成までに要する見積原価及び見積販売費用の見積りを行っています。
正味売却価額が取得原価より下落している場合には、取得原価との差額を棚卸資産の評価損として認識しております。
正味売却価額における見積りは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした条件が変化した場合、正味売却価額の算定結果が異なる可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権						
	短期金銭債権					59,901千円
関係会社に対する金銭債務						
	短期金銭債務					771,319千円
2. 取締役、監査役に対する金銭債務						
	長期金銭債務					186,160千円
3. 減価償却累計額						
	有形固定資産					561,160千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務						
① 担保に供している資産						
	現金	及び	預	金		100,000千円
	販売	用	不	動	産	14,280,179千円
	建				物	4,482千円
	土				地	70,498千円
	合				計	14,455,160千円
② 担保に係る債務						
	短期	借入	金			10,111,664千円
	1年内返済予定	の長期	借入金			－千円
	長期	借入	金			－千円
	合				計	10,111,664千円
5. 保証債務						
該当事項はありません。						
6. 受取手形裏書譲渡高						358千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高の総額						
	営業取引					
	営業収益					257,414千円
	営業費用					2,154,790千円
	営業取引以外の取引					
	営業外収益					5,696千円
	営業外費用					37千円

なお、営業費用は立替費用との相殺処理後のものであります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	1,007,557	119,300	90,415	1,036,442

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

販 売 用 不 動 産 評 価 損	71,148千円
賞 与 引 当 金	11,333千円
製 品 評 価 損	2,333千円
未 払 事 業 税	65,949千円
未 成 工 事 支 出 金	14,491千円
役 員 長 期 未 払 金	64,616千円
貸 倒 引 当 金	32,958千円
固 定 資 産 減 価 償 却 超 過 額	90,414千円
土 地 評 価 損	53,408千円
繰 延 消 費 税 等	18,059千円
譲 渡 制 限 株 式 報 酬	121,484千円
そ の 他 計	93,996千円
小 評 価 性 引 当 額	640,192千円
合 計	△262,513千円
	377,678千円

繰延税金負債

圧 縮 記 帳 積 立 金	△314千円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,628千円
特 定 株 式 取 得 積 立 金	△17,356千円
合 計	△26,300千円

繰延税金資産の純額

351,378千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	ワイズ(株) (注) 1	静岡県 静岡市	10,000	不動産賃貸業	(被所有) 直接 35.84	役員の兼任	不動産の賃借 (注) 2	38,003	差入保証金	31,480
							不動産の設備管理受託 (注) 3	10,466	-	-

- (注) 1 当社代表取締役社長吉田尚洋及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
 2 不動産の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、賃料金額を決定しております。
 3 不動産の設備管理受託については、原価及び市況を勘案し、当事者間契約締結により決定しております。

2. 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)YCK (注) 1	静岡県 静岡市	100,000	建設業	(所有) 直接 100.00	役員の兼任	設計・工事の委託 (注) 2	2,106,884	販売用不動産 買掛金	2,106,884 771,319

- (注) 1 当社が議決権の100%を直接保有しております。
 2 設計・工事の委託については、原価及び市況を勘案し、当事者間契約締結により決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 3,868円83銭
- 1株当たり当期純利益 326円78銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ヨシコン株式会社
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 水野 雅史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹内 由多可
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨシコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

2026年5月22日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社 監査役会

常勤監査役 池 田 寛 ㊞

監 査 役 影 山 孝 之 ㊞

監 査 役 安 本 守 男 ㊞

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

（注） 監査役影山孝之及び監査役安本守男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ヨシコン株式会社

取締役会 御 中

かなで監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 水野 雅史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹内 由多可
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヨシコン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

2026年5月22日

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 尚 洋 殿

ヨシコン株式会社	監査役会
常勤監査役	池 田 寛 ㊟
監 査 役	影 山 孝 之 ㊟
監 査 役	安 本 守 男 ㊟

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役影山孝之及び監査役安本守男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

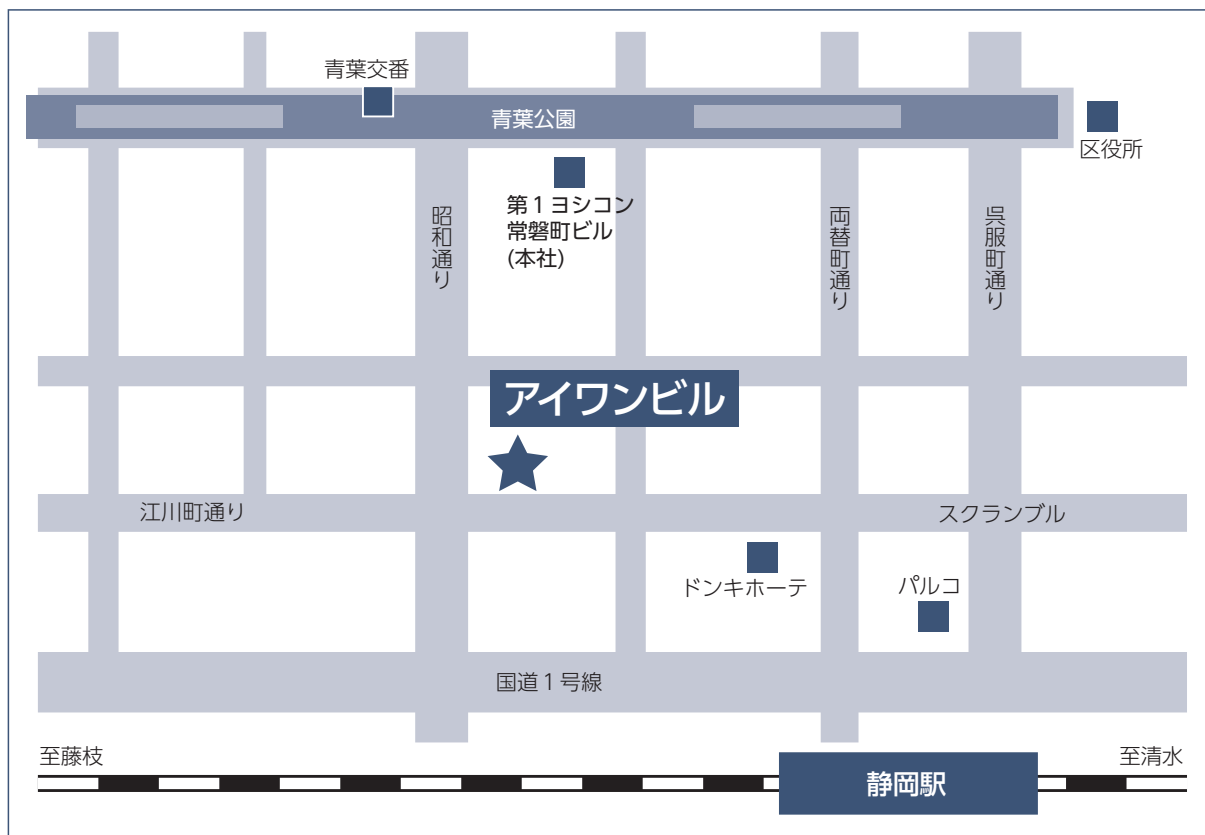
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

アイワンビル 7階 アイワンホール

静岡県静岡市葵区昭和町6番の2 ☎054-205-6363



交通

JR静岡駅から徒歩10分（北口）

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。